

# デジタル経済と税制の行方

〜日本は米・欧・新興国の間での合意形成を目指す仲介の役割を果たすことが必要

東京財団政策研究所  
研究主幹  
森信 茂樹

6月8、9日と福岡でG20蔵相・中央銀行総裁会議が開催されました。その際の主要課題の一つは、デジタル経済の発達に税制が適切に対応できず、米国IT企業などが税負担を逃れていることにどう対応するか、という問題でした。この問題は長らくOECDなどで議論されてきた問題で、今後わが国経済の将来像を考えていく上で極めて影響の大きいものです。そこでこの議論の背景、今後の行方などについて考えてみたいと思います。

## 1、デジタル経済の発達と税

在するのは、巨大な倉庫だけで、課税権の根拠となる支店や工場といったPE（恒久的施設）がなく課税権が及ばないという国際課税の原則があるからです。実はこの原則は、時代遅れだとしてOECDで見直され国内法も改正されたのですが、いまだ日本と米国との租税条約が改定されていないため、アマゾンがわが国で上げる利益に対して法人税は課税されていません。

またグーグルは、我々に無料で検索サービスを提供していますが、その個人情報やベースに、オンラインターゲット広告に結び付けて収益を上げています。企業が支払う広告の出稿料は、グーグルの海外子会社に払われるの

インターネットの急速な発達により、イーコマース（電子商取引）、オンライン広告、クラウドコンピューティングなど、これまでにないビジネスモデルが生み出されました。これらのサービスを提供するのは、GAFA（グーグル、アマゾン、フェイスブック、アップル）に代表される米国IT企業です。彼らは、取引の基盤となるプラットフォームを提供することで、商品の販売だけでなく、音楽や書籍といったデジタルサービスの提供、個人をターゲットとした広告収入、さらには個人データの販売など多様なビジネスモデルをグローバルに展開し、新たな雇用の創出や経済活性化に役立つとともに、巨額の利益を得ています。基盤となるのは、ユーザーから入手したビッグデータをアルゴリズム・AIによって分析し作り上げたビジネスモデルや無形資産で、そのような経済を一般に「デジタル経済」と呼んでいます。

で、そのビジネスにおける利益はわが国では課税されていません。課税する方法がないということです。

更にGAFAなど巨大IT企業は、グローバルに活動して上げた巨額の利益を、巧妙なタックスプランニングを使って、アイルランドやシンガポールなどの低税率国やタックスヘイブンに留保しています。これが可能な理由は、利益の根拠が、彼らが作り上げたユニークなビジネスモデルである無形資産（特許権、商標権など）なので、容易に課税国やタックスヘイブンに移転させることが可能なためです。工場のような有形資産と違って、無形資産は、契約により容易に所有権を移転させる

GAFAのビジネスモデルを見てみましょう。例えばアマゾンは、マーケットプレイスを通じて商品を販売していますが、日本人相手にビジネスをした利益について、わが国に法人税を支払っていません。それは、わが国に存

ことが可能なのです。

この結果、消費者のいる国（消費国・市場国）から見れば、彼らは、自国から利益を上げているにもかかわらず十分な税の負担を行っていない、ということになるわけです。

OECDは、米国IT企業などが、タックスヘイブンに利益を移転することで世界の法人税収は、1000〜2400億ドル、1ドル100円として換算すると10〜24兆円も失われていると試算しています。これは、全世界の法人税収の4〜10%に相当する巨額な金額です。

## 2、問題は税収と競争条件

一方、各国は、高齢化の下での社会保障費の増大など慢性的な財政赤字に悩まされており、税収の確保は最重要課題となっています。

また、同様のビジネスをしている国内企業やさらには伝統的企業（例えば



もりのぶ・しげき  
1950年、広島県生まれ。京都大学法学部卒。法学博士。大蔵省主税局総務課長、大阪大学法学研究科教授、東京税関長、財務省財務総合政策研究所長、中央大学法科大学院教授などを経て現職。ジャパン・タックス・インスティテュート所長も兼務。著書に「税で日本はよみがえる」「消費税、常識のウン」など。

アマゾンに対する小売店)との競争条件(レベルプレイングフィールド)の不公平という問題が生じています。欧州委員会は、デジタルビジネス企業の税負担率は9・5%で、伝統的ビジネスモデルの23・2%の半分以下という調査結果を公表しています。

そこで、G20は2012年に、このような国際的租税回避を防ぐ具体案の作業をOECDに命じ、OECD内部にBEPS (Base Erosion and Profit Shifting = 税源浸食と利益移転) プロジェクトが設けられ、「価値創造地と納税地のかい離」を防ぐ具体案作りの議論が始まったのです。6月のG20蔵相・中央銀行総裁会合で、2020年最終報告書の公表と、それまでのロードマップが承認されました。

### 3. どのような議論が行われてきたのか

では、これまでどのような議論が行われたのか、課税見直しの対象が、GAFANなど高度にデジタル化された企業(事業)だけでなく、どこまで拡大していくかという点です。具体的には、デジタル経済の下でビッグデータを収集しAIを駆使した無形資産を活用して稼ぐIoTや自動運転自動車産業(事業)まで拡大していくのか、ということですが、どこまでがデジタル化された企業(事業)なのか、という線引きはなかなか難しいものがあり、とりわけ米国は、GAFAN狙い撃ちは受け入れられないとくぎを刺しています。

もう一つ、あまり報道されていませんが、第2の柱と呼ばれる税制についても導入に向けて議論が進んでいません。これはミニマム・タックスと呼ばれることで、国際的に最低限の税率を定めた上で、それを下回る国(軽課税国)に利益を移転するような場合には、利益を移転されている国(先進国など)

わられてきたのでしょうか。

第1は、生産国(居住地国)と消費国(市場国)のどちらに課税権があるのかという問題です。この点については、国境を越えるデジタル取引で定期的な収入を得るなど、ユーザーのいる消費国と継続的な関係を構築している場合には、消費国にも課税権を認めるという内容の合意ができそうです。

デジタル経済の下では、ユーザーという名の消費者が、積極的に企業の価値形成に参加していることがその理由です。例えばユーザーが、「いいね」ボタンを押すと相手側を評価(レビュー)したことになり、相手側やプラットフォームの価値が上がるわけです。このようなユーザーの価値創造参加という点に着目し、ユーザーの所在地である消費国(市場国)にも課税権を配分するということです。

次に、課税権があるとして、どのように利益を配分するかという合意をすべし。また、軽課税国に所在する子会社等へ帰属する所得は、親会社の所得と合算して課税するという考え方で、現行のタックスヘイブン対策税制と似た考え方です。次に、軽課税国に所在する関連企業に、ロイヤルティーの使用料などの支払いをした場合、支払会社側の国(先進国など)の課税ベースが侵害されることになるので、その支払いの損金算入を認めず、課税するという方法です。複雑ですが、すでに米国のトランプ政権は、類似の税制を導入しており、それを各国にも導入させようという意図があります。この税制についても、現在検討されています。

### 4. 欧州諸国はしびれを切らして独自課税

もう一つ大きな問題があります。それは、欧州各国が導入し始めている独

る必要があります。多国籍IT企業の上げる巨大な利益の、生産国(居住地国)と消費国(市場国)の間での具体的な配分ルールです。

この点については、大きく3つの案があります。まず、ユーザーの積極的な参加(user participation)により生じた利益に対する課税権をユーザー所在地(消費国・市場国)に配分するという英国案、次に、企業が消費国・市場国で利益を上げるために作り上げた顧客基盤などのマーケティング活動という無形資産(marketing intangibles)に着目する米国案、最後に、市場国から定期的に収入を得たりデジタルで持続的な関係を構築している場合には「重要な経済的存在」(significant economic presence)があるとして消費国・市場国でも課税するインドなどの途上国案の3つがテーブルに乗っています。これらの案を、来年1月には1つに収斂しゅうれんさせたいというスケジュー

自のデジタル課税との関係です。

フランス、英国、スペインなどは、独自にデジタルサービス課税(Digital Services Tax = 以下DST)の法律を作り、準備を始めています(図表1 = 次ページ)。

フランスは、2019年1月から3年間、一定規模以上の売り上げのあるプラットフォームサービスやオンライン広告に売り上げの3%を課すDSTの導入を決めました。現在国会で審議中ですが、まともればさかのぼって課税すると言明しています。

英国も、2020年4月から、プラットフォームサービスや広告などの売り上げに2%の税率で課税するデジタルサービス税を導入すると公表しています。ただしこれらの国も、「それ以前にOECDで国際合意ができた場合には適用しない」ことや、引き続きEU・G20・OECDの検討には参加していくことなども表明しており、条件

図表1 欧州各国の独自課税の概要

	英国	フランス	イタリア	スペイン
提案	2018年10月予算演説	2019年3月法案提出	2018年12月(19年予算案)	2019年1月法案提出
施行	2020年4月(予定)	2019年1月	2019年	2019年
税の類型	売上税	売上税	売上税(「ウェブタックス」)	売上税
課税標準	売上(グロス)	売上(グロス)	売上(グロス)	売上(グロス)
税率	2%	3%	3%	3%
対象となる事業	検索、SNS、マーケットプレイスの提供	プラットフォーム提供、オンライン広告	EU案とほぼ同様	EU案とほぼ同様
売上規模	全世界5億ポンド(720億円)かつ自国内で2.5千万ポンド(36億円)	全世界7.5億ユーロ(960億円)かつ、自国内で2.5千万ユーロ(32億円)	全世界7.5億ユーロ(960億円)かつ、自国内で550万ユーロ(7億円)	全世界7.5億ユーロ(960億円)かつ、自国内で300万ユーロ(3.8億円)
税収見込	4年で15億ポンド(2160億円)	4年で20.5億ユーロ(2624億円)	1.5億ユーロ(192億円)を計上(19年)	12億ユーロ(1536億円)

(東京財団政策研究所作成)

付きの導入といえます。

これらの税制は、法人所得税ではなく売り上げに一定率の税率を課す間接税なので、租税条約の問題がなく、各国独自に導入できます。一方で、企業にとっては二重課税や赤字課税になり経済的な非効率が生じるといふ問題があります。またWTOの内外無差別原則があるので、自国企業も負担することになり、G A F Aとの競争上の不公平は是正されないなどの問題、さらには、そもそもOECD/B E P Sプロジェクトの目的である「価値創造地と納税地の分離」の是正という考え方から外れかねないという問題も引き起こします。双方のメリット、デメリットを比較すると図表2のとおりです。

この問題は、G A F Aに課税

するのか、それともG A F Aのサービスを享受する消費者に課税するのかという問題でもあります。

もつとも、間接税を正当化する理論は意外なところにもあります。それは、帰属所得(帰属消費)や消費者余剰という議論です。

グーグルを例にとると、ユーザーには無料検索サービスを提供しています。本来様々な知識を得るためにはそれなりのコストがかかるわけで、それが無料ということはユーザーにその分帰属所得が生じているというところから、グーグルは、そのユーザーの個人情報を利用して広告収入に結びつけるわけで、「無料検索サービス」と「個人情報」をパートナー取引している(所得を得ている)と考えることも可能です。

また、消費者にはネットワーク効果などで莫大な消費者余剰、つまり消費者が払ってもよいと考えた金額からその財の価格を差し引いた金額が多く生

じており、そこに課税根拠を見つけているという議論もあります。

図表2 法人税と間接税の比較

	法人税 (OECDで議論されている新たな課税権)	間接税 (デジタルサービス税などの独自課税)
骨子	新たなネクサスを定義し帰属する所得を計算	デジタルサービスの売上に課税(間接税)
納税義務者	デジタルサービスを提供する事業者に限定的な可能性もある	デジタルサービスを提供する事業者(但し、一定額以上の売上がある大手事業者に限定)
課税対象	法人の利益。具体的な利益の配分方法について複数の提案がなされている	オンライン広告の売上、プラットフォーム提供の手数料売上など
留意点	導入にあたり、既存の租税条約の改定が必要 居住地圏で外国税額控除の対象になり得る	導入にあたり、租税条約の改定は不要。WTO等の義務(内外無差別)に従い、国内事業者も同様に扱う必要がある 居住地圏で外国税額控除の対象にならない。但し損金算入は可

## 5、今後の展開とわが国の立場

この議論は、「富(無形資産)」を巡る企業と国家の攻防ととらえることができます。つまり「多国籍IT企業」vs「国家」という構図です。しかし米国でトランプ政権が誕生し、G A F Aの側に立つ姿勢を見せたことからこの構図が崩れ始め、「米IT企業 米政府」vs「欧州・途上国(消費国)」となっ

タを活用してグローバルなビジネス展開を考えている企業も多く存在します。これらを踏まえると、次のような対応が必要ではないでしょうか。各国がばらばらに独自の税制を導入すれば、二重課税・赤字課税という問題だけでなく、これまで積み上げてきたOECDでの協調行動が台無しになるといふ大きな問題が生じます。わが国は、それを避けるべく、米・欧・新興国の間での合意形成を目指す仲介の役割を果たすことが必要でしょう。その際、わが国産業の将来像、自動運転やIoT産業の今後の発達や展開を勘案して、むやみに課税の範囲が拡大しないよう注意を払っていくことが必要ではないでしょうか。

この新たな構図の中で、わが国はどう対応していくべきでしょうか。わが国にとつても、G A F Aなど新たなビジネスモデルに対応した税制を構築していくことの必要性は大きいといえます。一方、わが国にも国際的に活動するプラットフォーム企業が誕生しつつあります。また、自動運転・IoTなどデー

いずれにしても、デジタル経済の健全な発展をつぶすことなく、各国が、税収を確保しつつ適切に配分していくという大変困難な課題の解決が求められています。